



東地特捜第 509号

平成20年7月9日

竺原光江 殿

東京地方検察庁

特別捜査部直告班

貴殿からの2008年7月3日付の「告訴状」と題する書面を拝見いたしました。

送付された書面の内容から、資源エネルギー庁長官及びその歴代長官を公務員職権濫用、加重収賄、窃盗及び詐欺等で告訴するというものと推測しますが、告訴の対象となる事実がいかなる事実なのか判然としません。

刑事訴訟法上の告訴においては、いつ、誰が、何処で、誰に対して、何のために、どんな方法で、どんなことをしたのか、それがいかなる刑罰法令に違反するのか等をできるだけ具体的に記載していただく必要があります。この点をご検討願いたく、貴殿からの書面は返戻します。